

広島県告示第八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年十一月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

呉市郷原町字ワラヒノ山二五二五の一一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）